

新 大田営業部 開店記念

ご利用
いただける方

当金庫営業エリアにお住いの**個人**または、当金庫営業エリアで営業中の**法人**

開店記念 定期預金

IB契約中の方は
WEBでお申し
込みできます！



個人向け

預入額
10万円以上 上限なし

2年 年 **0.20%** (税引前)

4年 年 **0.27%** (税引前)

法人向け

預入額
50万円以上 1億円以内

1年 年 **0.10%** (税引前)

※注：今後の市場環境によっては
販売を終了する場合があります。



500万円の定期預金 **利息** くらべてみました！

		2年	4年
店頭表示金利	金利 (税引前)	年 0.002%	年 0.002%
	利息 (税引後)	160円	317円
新大田営業部 開店記念定期	金利 (税引前)	年 0.20%	年 0.27%
	利息 (税引後)	15,938円	43,261円

こんなに
違う!!

上記の適用金利は、初回預入期間のみの適用です。満期後は満期日時点の同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期、スーパー定期300、大口定期に自動継続されます。中途解約された場合、当金庫所定の中途解約利率が適用されます。

開店記念 定期積金

お積立期間

3年以上～10年以内

金利

年 **0.20%** (税引前)

すべての
期間

払込金額

個人：5千円以上 法人：1万円以上

好評につき

お取扱期間
2022年

2月1日火～5月31日火まで延長！

詳しくはお近くの窓口・営業担当者または当金庫のホームページでご確認ください



新大田営業部開店記念定期預金 商品概要

新大田営業部開店記念定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので、預金規定集をご一読ください。

なお、各種規定については <https://www.shimanechuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

令和4年5月2日現在

商品名	新大田営業部開店記念定期預金	
ご利用いただける方	●当金庫営業エリアにお住いの個人のお客さま(個人事業主の方を含みます)。 ●当金庫営業エリアで営業中の法人のお客さま	
取扱期間	令和4年2月1日(火)～令和4年5月31日(火)	
基本商品	スーパー定期・スーパー定期300・大口定期	
預入期間	(複利型) ●個人 預入金額 1,000万円未満の4年 (単利型) ●法人1年 ●個人2年、預入金額 1,000万円以上の4年 定型方式の自動継続(元金継続または元利金継続)に限ります。	
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。※新たな資金でのお預け入れが条件になります。
	預入金額 及び 預入限度額	●個人 1010万円以上預入限度額なし ※自動継続時に継続金額が1,000万円を超える場合は書替手続きが必要となります。 ●法人 1050万円以上1億円以内
	預入単位	1円単位
	払戻方法	満期日以後に一括して払戻いたします。
利息	適用金利	●個人 2年:年0.20%(税引前) 4年:年0.27%(税引前) ●法人 1年:年0.10%(税引前) ※ご注意:新規預入れ初回特別金利(初回預入れ期間のみ対象となります)。今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。
	利払方法	(複利型)満期日以後に一括して支払います。 (単利型)中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×10%)により計算します。 ※なお、中間利払日にお支払いする利息は、普通預金に振替いたします。
	計算方法	(複利型)付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算 (単利型)付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。 マル優をご利用いただけます。	
満期後の商品	初回満期日以降は、同じ期間の店頭表示金利でのスーパー定期・スーパー定期300・大口定期に自動継続されます。	
中途解約時のお取扱い	この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には預入期間が6カ月未満の場合は解約日の普通預金利率、6カ月以上1年未満の場合は約定利率×10%、1年以上2年未満の場合は約定利率×20%、2年以上3年未満の場合は約定利率×30%、3年以上4年未満の場合は約定利率×40%の掛目を乗じた利率を適用いたします。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。)	
手数料	不要	
付加できる特約事項	預入金額が1,000万円未満の場合:「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに0.5%上乗せした利率) 預入金額が1,000万円以上の場合:「総合口座」の担保とすることができません。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時～17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。



新大田営業部開店記念定期積金 商品概要

新大田営業部開店記念定期積金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期積金と同様のお取扱いとなりますので、預金規定集をご一読ください。

なお、各種規定については <https://www.shimanechuou.co.jp/association/regulation.html>にてご確認ください。

令和4年5月2日現在

商品名	新大田営業部開店記念定期積金	
ご利用いただける方	当金庫営業エリアにお住いの個人のお客さまおよび当金庫営業エリアで営業中の法人のお客さま	
取扱期間	令和4年2月1日(火)～令和4年5月31日(火)	
基本商品	スーパー積金	
掛込期間	3年以上10年以内	
掛込方法	掛込方法	毎月定額掛込、または数回にわたり掛金の払込ができます。
	掛込金額	●個人:5,000円以上 ●法人:10,000円以上
	掛込単位	●個人:1,000円単位 ●法人:10,000円単位
支払方法	満期日以後に一括して払戻いたします。	
利息	適用金利	年0.200%(税引前) 契約時の金利を満期日まで適用します。なお、今後の市場環境等によっては適用金利を変更する場合があります。
	利払方法	給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いします。
	計算方法	給付補てん金は付利単位を100円として契約期間における掛込残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。 マル優のご利用はいただけません。	
中途解約時のお取扱い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに支払います。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。)	
手数料	不要	
付加できる特約事項	●「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに0.5%上乗せした利率) ●普通預金等からの自動振替による受入れができます。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時～17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	
その他参考となる事項	●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割り計算)の割合による遅延損害金を徴求します。 ●満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。



新大田営業部開店記念インターネット定期預金 商品概要

新大田営業部開店記念インターネット定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので、預金規定集をご一読ください。

なお、各種規定については <https://www.shimanechuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

令和4年5月2日現在

商品名	新大田営業部開店記念インターネット定期預金	
ご利用いただける方	個人でインターネットバンキング契約のある方	
取扱期間	令和4年2月1日(火)～令和4年5月31日(火)	
基本商品	スーパー定期	
預入期間	2年(単利型)・4年(複利型) (元利金自動継続に限りです。)	
預入方法	●一括してお預け入れいただけます。 ●インターネットバンキングの定期預入メニューより手続きを行ってください。 ●預入資金はインターネットバンキング登録口座からインターネットバンキング定期預金専用口座へ振替となります。	
預入金額及び預入限度額	1口 10万円以上1,000万円未満(1円単位)	
預入口座	インターネットバンキング専用口座	
利息	適用金利	2年:年0.20%(税引前) 4年:年0.27%(税引前) ※ご注意:新規預入れ初回特別金利(初回預入れ期間のみ対象となります)。
	利払方法	(複利型)満期日以後に一括して支払います。 (単利型)中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×10%)により計算します。 ※なお、中間利払日にお支払いする利息は、普通預金に振替いたします。
	計算方法	(複利型)付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算 (単利型)付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。マル優のお取扱いはできません。	
解約	解約方法	●インターネットバンキングの定期解約メニューより解約手続きを行ってください。 ●この解約手続きは取消しすることができません。
	満期解約予約	●満期解約予約は満期日の前日まで手続きできます。 ●満期日にインターネットバンキング登録口座へ元利金を払戻します。 ●この手続きは取消しすることができません。
	中途解約	●中途解約受付日にインターネットバンキング登録口座へ元利金を払戻します。 ●満期日前の中途解約時には預入期間が6か月未満の場合は解約日の普通預金利率、6か月以上1年未満の場合は約定利率×10%、1年以上2年未満の場合は約定利率×20%、2年以上3年未満の場合は約定利率×30%、3年以上4年未満の場合は約定利率×40%の掛目を乗じた利率を適用いたします。
満期後の商品	初回満期日以降は、同じ期間のインターネット定期預金に自動継続されます。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。)	
金利情報の入手方法	ホームページに表示しております。または窓口までお問い合わせください。	
手数料	不要	
その他の事項	●この預金は通帳または証書の発行はいたしません。 ●窓口での預入、解約はできません。 ●お取引内容は「インターネットバンキング」の定期預金明細照会メニューよりご確認ください。 ●預金担保としてのお取扱いはできません。 ●インターネットバンキングを解約する場合、この預金も解約となります。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時～17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。

